

令和8年第4回加賀市農業委員会定例総会

令和8年4月24日(金)

開会（午後 1 時 30 分）	
事務局（東出局長）	<p>これより令和8年 第 4 回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員 14 名のうち 12 人の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、12名のうち8名の出席をいただいております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、17日に前野委員、谷口委員、事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	皆さん、こんにちは。（あいさつ等）
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>3番 幸前委員を指名します。</p>
議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	それでは議案の審議を行います。議案 第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。
事務局（中野）	議案第 13 号 [] ほか 2 名から農地法第 3 条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は 3 件です。

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>整理番号1番、[]の譲受人が近隣の農地を取得するものです。譲受人と譲渡人は親戚関係にあたります。現在譲渡人は県外に住んでおり、譲受人が農地の維持管理を行っている状態です。今回、譲渡人は高齢のため資産処分をしたいという要望があり、贈与で譲受人が申請農地を取得するものです。取得後も継続し水稻を耕作する予定です。</p> <p>整理番号2番、[]の譲受人が町内の農地を取得するものです。譲渡人は県外に住んでおり、農地の管理は譲受人が管理している状態です。今回、譲渡人より農地を譲渡したいと要望があり、贈与で譲受人が申請農地を取得するものです。取得後も継続し水稻と野菜を耕作する予定です。</p> <p>整理番号3番、[]の譲受人が近隣の農地を取得するものです。今回、譲渡人より高齢化による経営縮小のため農地を譲渡したいという要望があり、地元の農地維持管理のため譲受人が売買で申請農地を取得するものです。農地取得後は[]を耕作する予定です。</p> <p>以上、1番から3番の案件は資料2の調査書の通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>なければ、これより採決に入ります。 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
---	--

議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議長（中村会長）

次に、議案 第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事前に現地確認調査を行っていますので、前野委員から報告をお願いします。

前野委員

それでは、報告します。

整理番号 1 番の転用目的は、自己住宅建設です。隣地境界は既に擁壁で囲まれていますので、土砂の流出はないと考えます。生活排水は公共下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。

整理番号 2 番の転用目的は、自己住宅建設です。隣地境界には既に擁壁が設置されていることから、土砂の流出はないと考えます。生活排水は浄化槽で処理し、雨水は道路側溝に流す計画です。

整理番号 3 番の転用目的は自己住宅建設です。東側、西側の境界には新たに擁壁を設置することから、土砂の流出はないと考えます。生活排水は浄化槽で処理し、雨水は道路側溝に流す計画です。

以上 3 件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。

議長（中村会長）

それでは、事務局から説明してください。

事務局（小茂出）

整理番号 1 番、 にあり、地目は田 286 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、第一種住居専用地域にあるため第 3 種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

整理番号 2 番、 にあり、地目は田 182 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は結婚を機に自己住宅を建築することを決めましたが、共働きで親からの子育ての協力を考慮して、妻の実家に近いこの土地に自己住宅

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>を建設するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>整理番号3番、[] にあり、地目は田 207 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は [] でアパート暮らしをしていますが、子供の成長に伴いアパートでは手狭と考え、実家近くの申請地に自己住宅を建設するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第 14 号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p>議案第 15 号 非農地証明願について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>前野委員</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>次に議案 第 15 号 非農地証明願について、事前に現地確認調査を行っていますので、前野委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告します。</p> <p>整理番号 1 番ですが、現地を確認したところ、既に農地ではないことを確認しました。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p>

<p>事務局（小茂出）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>整理番号 1 番、 地目は田、474 m²です。 申請地は5条許可を受け、転用目的の駐車場は完成しましたが、当初の所有者は地目変更登記を行うことなく死亡し、今回の申請者が相続により土地を取得、地目変更登記を行うにあたり通常であれば許可書の再発行で対応しますが、当時の申請者が既に死亡していることから石川県農地関係事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願で対応するものであります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第 15 号 非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
報告 第7号 農地利用最適化活動について	
<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、報告 第 6 号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。 （委員 3 名からの報告）</p> <p>その他事務連絡については、事務局から報告してください。</p>
事務連絡	
<p>事務局（瀬川）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>その他資料（資料3）当面の日程のみを説明 （活動実績等を報告）</p> <p>ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして</p>

	令和8年 第4回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。
--	-------------------------------

閉会（午後2時17分）	
-------------	--